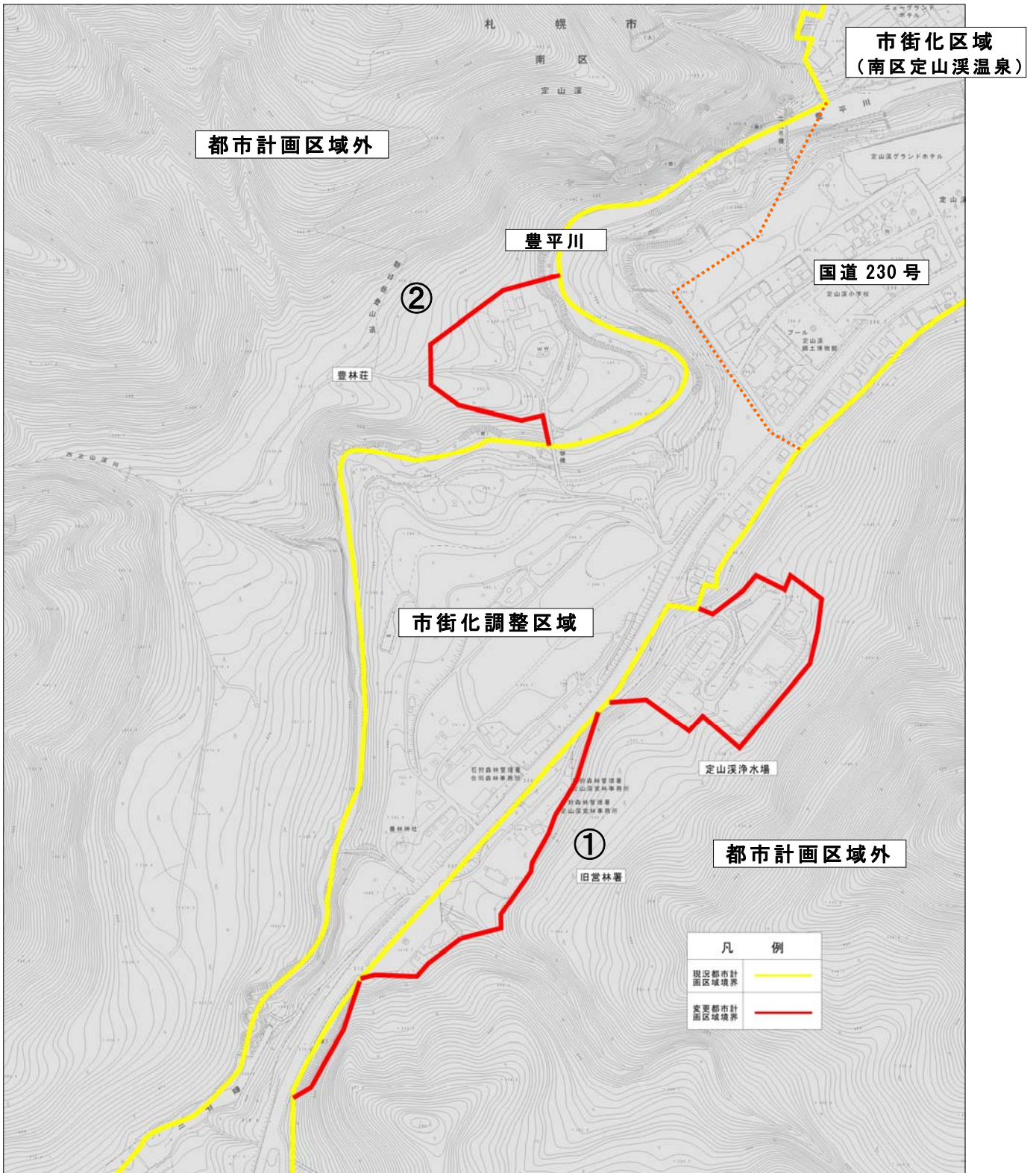


■ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について



## 1 都市計画の内容

都市計画区域の拡大に伴う面積上の整理

(市街化調整区域の編入 上記図面の赤枠の箇所)

- ・拡大位置：札幌市南区定山溪
- ・拡大面積：56,795ha（変更前 56,789ha 約 6ha 増）

### ※ 都市計画区域（都市計画法第5条）

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として、都道府県が指定（都市計画法が及ぶ範囲を指定）。

## 2 変更経緯及び理由

・本市では、基本的に山岳地の国有林の区域を除いて、昭和44年に都市計画区域が指定され、現在まで変更がなされていない。このうち、今回都市計画区域を拡大する定山溪地区付近は、国道230号及び豊平川と国有林の管理区分境界を都市計画区域の境界としていた。

・先般、国では、利用予定のない国有地について、早期に売却する方針を定めているが、石狩森林管理局においても旧定山溪営林署用地（図面①）について、跡地活用の検討を進めており、今後、国有地としての土地利用がなされていない状況となっている。

・旧営林署については、都市計画区域外に位置しており、都市計画法の適用を受けない地区となっているが、定山溪の市街地にも近く国道に隣接する位置にあり、土地利用の適切な誘導を図る必要があることから、旧営林署用地について、都市計画区域を拡大し、市街化調整区域にするものである。

・また、石狩森林管理局が所管している豊林荘用地（図面②）については、保養施設としての土地利用がなされていることから、また、定山溪浄水場及び国道230号の関連施設（図面①）についても、当初決定当時は国有林内にあったが、その後に国有林外となっていることから、併せて都市計画区域に含めるものである。

・この都市計画区域の指定拡大に伴い、「都市計画区域の整備、開発又は保全の方針」に位置づけられている都市計画区域の面積の整理を行うものである。